

第十七回国会 衆議院 法務委員會議録 第三号

昭和二十八年十一月二日(月曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 飯沼 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 吉田 安君 理事 古屋 貞雄君

理事 井伊 誠一君 理事 花村 四郎君

理事 宮三君 林 信雄君

理事 飛田 一雄君 理事 木原津與志君

理事 木下 郁君 佐竹 晴記君

出席國務大臣 犬養 健君

出席政府委員 法務政務次官 三浦寅之助君

檢察事務局長 岡原 昌男君

檢察事務局長 津田 實君

委員外の出席者 専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

本日(の)會議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三條に基づく行政協定に

伴う刑事特別法の一部を改正する法

律案(内閣提出第五号)

日本国における國際連合の軍隊に対

する刑事裁判權の行使に關する議定

書の実施に伴う刑事特別法案(内閣

提出第一号)

○小林委員長 これより會議を開きま

す。

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障条約第三條に基づく行政協定に

伴う刑事特別法の一部を改正する法

律案(内閣提出第五号)

日本国における國際連合の軍隊に対

する刑事裁判權の行使に關する議定

書の実施に伴う刑事特別法案(内閣

提出第一号)

○津田政府委員 公務執行中という表

現、協定の日本文に載せてあるの

で、それが協定の英文におきま

す「イン・ザ・パフォーマンス・

オブ・フィシヤル・デューティ」とい

案、及び日本国における國際連合の軍

隊に対する刑事裁判權の行使に關する

議定書の実施に伴う刑事特別法案、以

上二案を一括議題となし、質疑を続行

いたします。質疑の通告がありますか

ら、順次これを許します。飯沼良作

君。

○飯沼委員 昨日林委員並びに私から

聞いておいた議定書第三の(a)(ii)で

が、昨日の御答弁では今までの國際慣

例上、当然公務執行に伴う必然的のも

のだけに限るんだというお答えのよう

でしたが、あれ／＼はこの公務執行中

という言葉をもとにいたしましたとき

のように解釈できないのであります。そ

こでそういうことについていろいろ／＼議

論が出るということになると、これは

重大なる結果を生むおそれのあるも

のなんです。この点に対して政府当局

はどのような御自信を持つておいでに

なりますか、承りたいと存じます。

○津田政府委員 公務執行中という表

現、協定の日本文に載せてあるの

で、それが協定の英文におきま

す「イン・ザ・パフォーマンス・

オブ・フィシヤル・デューティ」とい

うことと相互に關連を持つて来るわけ

であります。この協定は、協定の最後

にございます通り日本文も英文もひと

しく正文になつております。そこでこ

の公務執行中という協定の解釈につ

きましては、いづれにいたしまして日

本文と英文とを双方考えて解釈せざる

を得ないものと思ひます。ことに國際

法におきましては、文字の表現のいか

んにかかわらず、当事国が合意したと

ころをもつて解釈するというのが國

際法の通説になつておりました。従

まして英文におきまして「イン・ザ・

パフォーマンス・オブ・フィシヤル・

公務執行中とあります場合、この解釈は

両者の合致したところによつて、おの

ずから昨日申し上げましたような趣旨

に解釈されるというふうになつて参

るかどうかという事です。で、表現をか

えようかという事は、条約の日本

文を作成いたしました場合におきま

して日本側でも議論され、日本文に對

してアメリカ側の意見もあつたわけで

ございまして、アメリカ側は、従来の國

際法の表現通りを希望しておつたやう

な状況もありますので、そのやうな表現

に相なつたわけでございまして。

○飯沼委員 その点明白であればよろ

しいが、きのうも申しました通り、執

行中という事は、時間的の表現で

から、執行しておる時間内にと解釈

されても仕方がない。そこで私はそ

れならば、何としても執行上の作為

は不作爲、こういうことがほんとう

だろうと思ふのですが、そういうこと

に直して、はなはだ困ることがござ

いますか。

○津田政府委員 日本文並びに英文

は、ひとしく正文でございまして、こ

の協定におきまして、九月二十九日

署名されたところでございまして、

この表現をかえますることは、さらに

双方の合意と申しますか、この協定

の変更という手續を経なければならぬ

と思ひます。目下のところはさやうな

ことをするまでもなく、両方の解釈は

一致しておるというふうな考へてお

る次第であります。

○飯沼委員 どうも今の答弁を聞いて

おると、ますます疑問が出て来るの

だ、そういうふうな両方であつてお

る、このままのまなればならぬもの

が出てくるのですかどうか。どう

もそのやうに聞かれますが……。

○岡原政府委員 御意見の点はこも

つとも、だと思ひます。日米間の折衝の

際にも、いろいろ問題となつた点で

ございまして、それは今後問題が起

得るという点については、私どもは懸

念がございまして、さりながら一應津

田政府委員から御説明がありました通

り、公務執行中という國際法上の概

念は、學説または國際法の慣例と申

しますか、各國間のしきたり等により

して確定している概念でございま

して、従つて公務執行の時間中という

意味ではなくて、ただいま飯沼さん

からお話のありました公務執行に伴う

う觀念に近いものであるということ

は、日米間の話合ひの際にも、その

点については意見の一致があつたわけ

でございまして。問題はむしろさやう

な点が一致いたしましたも、實際問

題として、今度は事件が起きた場合、

これが一方では公務執行中といひ、

片方ではさやうじゃないといひ、そ

こで起つたことが起らないかという

点は、私どもも懸念はいたしてお

りました。この点についての公式議

事録の第三項

の(a)(ii)に關する公務執行中という概念

そのものについては確定しております

ので、どういふやうに認定するかとい

つたやうな問題についての証據とか、

あるいは心証形成とかいつたやうな

ものについての問題がむしろ議論の中心

であつたやうでございまして。

たとえばある兵隊が何かの犯罪を犯

す。米軍の司令官の方ではこれは公務

執行中と認める、こちらの方ではさ

うは認めないというやうなことが争

ひになつた場合に、一体どういふやう

にしたらいいのかという問題が實際に

起り得る問題なのでございまして。その際

にこれをどう片づけるか、大体この点

はNATO協定が、アメリカの上院に

おいて批准される際にもひとしく問題

になつた点でございまして。結局はこの

事件を處理する側において一応い

ろな資料を集めて認定しなければなら

ないわけにございまして。事件を處理

する側において認定しなければなら

ない。また認定するにつきましては、

やはり本人が公務執行中をやつたかど

うかという事を最もよく知つてゐるの

は司令官、指揮官であります。ほかの

人には、たとえばわれ／＼外から見

て公務執行中であろうとか、あるいは

さうでないかどうか言ひましても、そ

れはなかなか簡単にはわかり得ないこ

となのでございまして、一応向う側

の言ひ分を、指揮官の言ひ分を聞いて

みよう、それが証明書を出せば、そ

れは一応信憑力はあるものであらう、

しかしながら非常に悪い場合を考えま

して、向うの方で何とか助けてやらうと

思つて、公務執行中にあらざる者まで公務執行中だといつたような証明書を出したらどうか、さうなことを出す懸念はおそろくないと思ひますけれども、さうな場合には合同委員会において協議するほか、現地の事を処理する機関において、一応いづ／＼な傍証を固めまして、たとえば勤務時間中であるけれども、バーにおいて乱暴したといふのは、それはまさかバーにおいて何かさうなことをする公務上の権限、あるいは公務といふものはあり得ないわけでありまして、さうなことはなんば向うの方で、かりに証明書を出したとしても、さういふものは信用できない。こちらの主張が通るであらうといふうちに、われ／＼は考へております。さういふふうな関係で今度起訴した場合に、公判でどうするかといふ問題に移るわけでありまして、その場合についても同様、指揮官の発行した証明書といふものが、一応証拠になりますけれども、諸般の証拠を調べた結果、どうも本人は公務執行中にやつたものではない、むしろ公務執行外、時間中はなるほど勤務時間中であるけれども、公務に随伴して起つた犯罪ではないといふような傍証で固めることが、これは可能であらうと思ひますので、その点について三百十八条の規定の適用を害するものと解釈してはならない。裁判官の自由心証を害するものでないといふことを、はつきりしたわけでありまして、従つて証明書が出ておりまして、ほかの傍証でこれをくすすことはいくらでもできる、かような趣旨でございます。英國の法律においてビジッテイニング・フ

オーセズ・アクトという一九五二年の法律がありますが、これにはこれと似たような場合の規定をいたしまして、アンレス・コントラリー・イズ・プルーグド、反証のない限り、司令官の証明書は一応の十分なる証拠と見なされるといふふうな規定がございまして、そのあとに三百十八条の自由心証を害されないといふこととあつて、そこで私もいたしましては、一応反証の許されるといふことはあつても、念のためやはり三百十八条の自由心証を害されないといふこととあつて、はつきり書いておいた方がよろうといふので、そこまで公式議事録の中に入れてもらつたような次第でございます。公務執行中の概念そのものについては争ひがございまして、ですからただ認定の問題として争ひは起り得るという点について、私も十分懸念いたしまして、さういふふうな／＼な文字を入れて、この点の解決をいたしますか、なるべくわれ／＼の方に問題が残らぬように処理したつもりでございます。なお、これはさうな経過をたどりまして、この公式議事録と、それから議定書ができました。それから議定書が御承知の安全保障条約に基づく行政協定という形をとつておりますので、これによつて条約と同一の効力を持つといふふうなことになるのであります。これはさらに特段の協約をしなれば、内容的には変更はできないといふふうなことになるわけでありまして、

○閣僚政府委員 これは、安全保障条約第三条に基いて行政協定が締結せられた場合に、やはり同じような問題が提起されたのであります。安全保障条約第三条において、日本国の警備に当るアメリカ軍隊の、国内における関係等を規律するための協定は、全部行政協定にゆだねられたわけでございますので、この点につきましては、一応行政協定ができれば、条約と同じような効力を持つ、かようなことになるわけでありまして、

○小林委員長 速記をとめて……

○小林委員長 速記を始めて……

○閣僚政府委員 その次には、今の(3)の(2)の権利を有する国の当局は、他方の国のその権利の放棄を特に重要であるとの認められた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払ふなければならぬ」とある。どうもこれを讀んでみると、疑問が非常に起つて来る。先方で重要であるといわれるが、こちらで重要にあらずと考へられることが多々ある。さういふときにはどういふことで解決せられるのでしょうか。

○津田政府委員 その点でございますが、これは相手国におきまして、その第一次の権利を放棄してらう。つまり、第一次の裁判権を持つてゐる国に對しまして、その権利を放棄してらうといふことを、特に重要であると認めて要請するわけでありまして、その重要であると認めることは、相手国にとつてといふことになるわけでありまして、相手国自身は重要であると認めて放棄を要請して参る。しかしながら第一次の

権利を有している側におきまして、相手国を判断いたしました場合には、そのことは重要でないといふふうな判断されますならば、放棄要請に對して、これに應ずる必要がない、かように考へるわけでありまして、この好意的考慮を払ふと申しますのは、相手国が権利の放棄を要請して来る場合におきましては、その理由を示し、かつその資料を添付して参ることは当然であります。その理由並びに資料を好意的に判断してみても、なおかつ第一次の権利を有する国の側において、放棄に應じ得られない場合には、当然放棄に應じなくてはよろしい、かういふ程度の事柄をここに定められてゐるわけでございます。

○閣僚政府委員 どうもわかつたやうでありませんが、これは美際からいふと、アメリカに第一次の権利がある。そこで向うでは、さういふものを裁判を行使しないと決定した。そこでこちらの方で、それはこつちにとつては重要であるから、ぜひこちらの方で処罰せられてもらいたいといふときに起る問題だと思ひます。さうすると、特に重要であるといつて出ても、好意的考慮は払ふられるけれども、それは渡すわけにいかぬと言われればいかんとも方法はないのです。もしさうだとすればここに書いてある「好意的考慮」といふことはモデファイできないやうな感じがするのですが、その点はいかがでございますか。

○津田政府委員 これはアメリカ側が第一次の裁判権を有してゐる事件につきまして、日本側から権利の放棄を重要であると認めて要請する場合と、逆に日本側が第一次の権利を持つており

ますものに対しては、アメリカ側からその権利の放棄を特に重要と認めて要請して来る場合と、相互に両方あるわけでありまして、それ／＼その国の判断するところに従ふことになるわけでありまして、好意的考慮を払ふといふことになりまして、相手国の理由並びに資料を好意的に判断してみても、應じ得るものは應ずる、しかしながら應じ得ないものは應じない、かういふ程度の事柄をここにいわれてゐるわけでありまして、終局的にはもとより第一次の権利を有してゐる国の判断になるわけでありまして、しかしながら第一次の権利を有してゐる国の判断は合理的である必要があることは、これは条理に照して当然のことでございます。ほしほしまに権利を放棄することとをえんじないといふことは國際信義から申してもできないことだと思ひます。従ひまして合理的に判断されます以上、双方の主張に大きな差異を生ずるといふことはあり得ないんじやないかといふふうな考へておる次第であります。

○閣僚政府委員 それではもつと突き詰めて伺ひましょう。こちらが特に重要だと言つたが、向うは好意的考慮を払ふれたにもかかわらず、さういふものは重要でないと思つてはならぬ、はねられたとすればやむを得ませんと言つて泣き寝入りをする以外に方法はないのですか、それともこれに對して何かの方法があるのか、この点をお伺ひしたい。

○津田政府委員 その点であります。この権利放棄に關しまして双方の意見が違ひます場合は、當然合同委員会に論議されることに相なる次第であ

ります。合同委員会が議論いたしました。これは当然何らかの結論を得られるというふうには私は確信いたしておりますが、万が一のような結論が得られなければ、成規の外交交渉として交渉される問題であるというふうには考えられる次第であります。

○鐵治委員 それから第二の問題ですが、(c)に(1)の(1)です。いわゆる国の安全に関する罪ということなんです。これはよほど重要にあげられておつたが、第一に承りたいのは、(1)の「当該国に対する反逆」の意味がよくわからないのです。国に対する反逆、と云うのがよくいうように、いわゆるわれわれの法律的概念からいって、いやしくもその国の法益を害する場合はすべてその国に害を及ぼすものなんだ、それが反逆ということに重きを置かれておるのか、もしそうだとすればどういふものを反逆というのか、それから国という意味はどの程度までを国というのか、広義に解釈すればあらゆるものが国に該当するように思われるのですが、その点はどうでしょう。

○津田政府委員 この(c)の規定は、表現上といしまして本条2及び3の適用上「国の安全に関する罪は、次のものを含む」というふうに出ておるわけでございます。これが實際上規定上の実益を生じますのは、3の(a)の(1)にありますところの「もつぱら当該国の財産若しくは安全のみに対する罪」このもつぱら当該国の安全のみに対する罪というところにつきまして、規定上の実益を生ずるわけでありまして、2の(c)のところは説明規定ということになるわけでありまして、そこでもつぱら国の安全のみに対する罪と申しますの

はいかようなものかと申しますと、合衆国の場合におきましてはやはりそれぞれ反乱罪の規定がございます。具体的条文につきましては合同委員会を通じましてアメリカ側から通告して参ることになっておりますが、これはまだ通告を受けておりません。逆にそれでは日本の国に対する反逆とはどういふものが考えられるかと申しますと、これは現在日本法令で規定されておりますところの内乱に関する罪、すなわち刑法七十七條、七十八條、七十九條の規定、それから外患に関する罪、つまり八十一條、八十二條あるいは八十七條、八十八條、かような罪を称するものと解釈いたしております。

○鐵治委員 その次に(1)の「妨害行為(サボタージュ)」、これはどういうことなんでしょうか。われ／＼が俗に言うサボタージュもみんな国の安全に関する罪に包含せられておる、こう見ておるか、サボタージュという特別な意味を持つておるか、その点いかがですか。

○津田政府委員 ここに妨害行為、括弧してサボタージュとございます。これは日本の条約正文の表現といしましては非常に苦心されておると申しますか、非常にむづかしい表現になるわけでございます。サボタージュと俗に日本国内で稱しておりますところの表現はこれに当たらないのでございまして、積極的な行為を含むいわゆる妨害行為で、しかも妨害行為とのみ表現いたしました場合は何を妨害する行為かよくわからないという意味から、妨害行為と表現して、括弧してサボタージュということによつてこの内容を明確にしようにというふうに働いておるわけ

でございます。そしてサボタージュというのとは日本の法令におきましてはいかなるものをさすかと申しますと、大體におきまして積極性を含むところの行為、単なる不作為だけではないという考え方でございまして、刑法の二百六十條の建造物損壊あるいは二百六十一條の器物損壊、器物毀棄、これらのものに當る行為がこのサボタージュ、妨害行為に當るといふふうになるわけでありまして、それ自体が国の何らかの安全に關係があるものでなければならぬことは當然でありまして、私人間の器物損壊等がこれに入らないことは明らかであります。

○鐵治委員 それがおかしい。ここにはただ広く単に妨害行為、しかも括弧してサボタージュとなつておる。これはわれ／＼が知識が足らぬのか知らぬが、われ／＼の概念にありますがサボタージュは今あなたが説明されたようなサボタージュではない。私が知識が足らぬと言われるならしかたがない。私は日本人の常識がわれ／＼の考えておるようなものだと思う。そのことをここへ表現しておるなら、そうじゃやない、積極的なものだけなんだと言われども、どうもそれでは解釈にならぬ。それともう一つは、どういふ場合のそういうサボタージュ、妨害行為なのか、対象が何であるか、これも出ておりません。一般のものに該当するよう

に思われるが、それらの点を明確に、だれが聞いてもこの場合はこういうときだ、こういうふうに表示す何らかがございまして。○津田政府委員 アメリカ側の立法につきましては当然通告がございまして、先ほど申し上げました反逆の場合

と同様にいまだ通告がございませんので、いかなる内容がこれへ含まれるか、つまりはこれへありませんが、日本側におきましては今申し上げました通り建造物損壊あるいは器物毀棄といふものを申すわけでありまして、この2の(c)には「国の安全に関する罪は、次のものを含む」ということになつておりますので、国の安全に關係するといふことのわくはずれた器物損壊であるとか、そういうものは當然これに入らないというふうに解釈される次第でありますので、今申し上げますところの妨害行為の内容は、国の安全に關係のある、さような刑法に當る罪、日本ではこのサボタージュ自身が特別の構成要件にはなつておりませんが、日本では国の安全に關係する、しかも刑法の二百六十條あるいは二百六十一條の罪をさす、こういうふうに解釈せざるを得ないのであります。

○鐵治委員 これは何かで明白にしておかぬといへん困ると思ひます。内乱罪とか外患罪だけだと今言われるが、これだけではさういふふうに見えませんが、それから私有物等は入らぬというが、そうすれば公營物だけなのですか。この点も明瞭になつていない。かりに私有物にしましても、たとえば港湾の入口にある倉庫のごときものが私有物であるということになると、これはいかに私有物であつても重大なる關係がある。どこかそこの町中にある私有の土蔵くらいなら何ともかまわぬが、港湾であるとか、鉄道の近くに

ある倉庫、これらは重大である。そういうことの区別もあつてわかるのです。現在わかるようなことはないのですか。

○津田政府委員 先ほど申し上げましたように、この国の安全に関する罪と申しますのは、2の(b)に現れておりますところの「日本国の安全に関する罪を含む」ということになつております。そこでこれは日本国の法令違反で、合衆国の法令違反でないものは2の(b)に全部含まれることになりまして、特に日本国の安全に關係する罪といふものを取立てて別の取扱をするといふことはないわけでありまして、日本国に關係する限りにおきましては實際の問題はないということになります。従いまして3の(a)の(1)にありますが、合衆国の安全に對する罪のみが、實質的には問題になつて来るわけなんです。それにつきましては、アメリカ側から日本側に通告して参ることに相なつておりますことは先ほど申し上げました通りであります。おおよそ日本側で今まで取調べましたところによつて考えられます立法といしましては、アメリカの刑事法におけるところの二千五百五十一條以下の規定すなわち要塞、港湾、防禦海域、それから軍用資材の破壊、これらのものが、大體アメリカ側として日本側に国の安全に對する罪のうち妨害行為に當るものとして通告して参るだらうというふうに出ておる次第であります。それらの要塞、港湾、防禦海域、軍用資材等に対する破壊行為、これがそれに當るものとして通告されるというふうにはたゞいまのところは予想しておる次第であります。

○鐵治委員 そうすると今のところはまだわからないわけですね。それから向うから通告されて来ればそれは何を言われてもやむを得ないものなんです

か。それからもう一つは、そういうものを通告されたら国民に広く知らしめる方法はいかなる方法によつてやられますか。

○津田政府委員 通告がありました場合にいかなるものもこれに含むというふうにはもちろんならない次第であります。と申しますのは、国の安全に関する罪に該当しないものは、幾ら通告して参つてもそれは効果がないことは当然でございますし、またその通告の内容につきましても日本側において疑問、異議があれば当然合同委員会において論議されるというふうなことを考へる次第であります。

また、通告して参りましたものをいかに周知するかという問題であります。これは法律の解釈として一般に公示するか、あるいは合同委員会の何らかの発表として公示するかといった点について、周知をはかる次第であります。この点につきましては一般国民は必ずしもその内容を知ることには直接の利害はないわけで、日本の捜査機関がその内容を知ればよいわけであります。捜査機関に対しては当然それらの当局から通牒等によつて周知せしめる予定であります。

○鐵治委員 それではあれ／＼は知らぬでもよろしいのですか。どうもはなはだ穩当ならざる言葉のように聞えますが……。

○岡原政府委員 向うから向うの安全に関する罪として通報の参りましたものは日本人がひつからぬことになりましてから心配がない。ただ、その手続をどちらでやるか、第一次裁判権はどちらでやるかという問題につきまして捜査機関に周知せしめる、かような考

えております。

○鐵治委員 あと公式議事録について質問したいと思ひますが、大臣が見えてから一緒に質問することにいたします。

○林(信)委員 ちよつと牽連質問をしたいと思ひます。

○小林委員 牽連質問はなるべく短くしていただきたい。たくさんありますから……。

○林(信)委員 先刻の裁判権の競合の場合の第一次裁判権を持つ国、この場合は、わが方から考へまして彼の方に第一次裁判権のある場合に、こちらからその相手国の権利の放棄を特に重要であると認めた場合、この点なんです。それは重要であるということとは結局捜査機関が考へることであろうと思ふのですが、その捜査機関が考へる場合のために何か措置がなされるというようなことは国内的に考へられておるものでありましようか。ただ漠然と捜査機関が考へるものであつて、あつて捜査機関の考へ方にまかせられておるだけのものなんでしょうか。それともそれはそのときで、さうに考へました者が捜査機関にヒントを与えるというような何か一般的な指示がなされるものか、その点をお伺ひいたします。

○津田政府委員 アメリカ側に第一次裁判権があるにかかわらず、日本側において裁判権を行使する必要があるもの、かような事件につきましてはだれがまず判断するかという問題でございますが、事件が起りましたところの捜査機関、ことに檢察庁におきましては事件の内容を当然に知るわけでありまして、その事件の内容その他一般国民感情、一般への反響等から見て、この事件は第一次裁判権はアメリカにあるが、日本側で裁判しなければならぬというふうな考へましたならば、ただちにこれを中央の法務省に報告して参るような通牒はすでに出してござい

ます。であります。それは別に、やはり地方におきましても新聞その他の情報によりまして、かく／＼の事件については当然日本側で裁判権を行使すべきものというところが判断される場合も多からうと存じますので、そういう場合に両者あわせまして日本側において裁判権放棄を要請することが相当であるということになります。これをアメリカ側に要請することに相なるわけでありまして、その判断は法務大臣においてする、かように相なるわけでありまして。

○林(信)委員 今のお話で捜査機関は一応その事件のあることは知つておる。上に言われるのです。知らぬ場合合は想定されないのです。アメリカ軍にいたしたとしても国連軍にいたしたとしても、軍人軍属が公務執行中だから彼らはよく知つておるのだけれども、わが方において知らざる間に捜査が行われて、知らないというところは全然考へられないのじやないかと思ひます。が、そういう場合はあるのですか。

○津田政府委員 大体日本側から放棄を要請する場合としておよそ考へられますことは、被害者が日本人であるいは日本人に居住する通常の外国人であるというふうな場合であります。従いまして日本人あるいは日本に通常居住する外国人が被害者である場合は、当然犯罪事実の内容と申しまするか、被害事実とはわかるわけでありまして、それ

から判断し得ると思ひます。しかし全然発覚しないような事件と申しますると、大体被害者がいない場合、一般的に被害者がいないと言われる犯罪に當るかと思ひますが、さうな犯罪につきましては発覚しない以上はどうも知るよしがありません。何らかの形におきまして発覚しました場合は、当然判断の対象になるというふうな考へる次第であります。

○林(信)委員 ただいまの問題は、それは多くは知り得る状態にあることはこれはわかるのですけれども、山の中だとか人里離れたところで殺人行為がなされたというふうな場合には、やはり全然わからない場合があると思ふのです。ですから何らかの形で捜査し、あるいは彼において裁判をなすというような事犯がわが方に通告されるということは、これは望ましいことじやないかと思ふのですけれども、これは関連質問のことです。いま一点重要な面と思ひますことは、わが方において彼の裁判の権利放棄を特に重要と認めるというものは、概念的にはわかるのでありますけれども、こういうことを必要とする場合は実際のほうはどういうことなんでしょうか。具体的なものに想定されるだらうと思ふのですが、さういふ点をひとつ……。

○津田政府委員 これは具体的事件になりません。いかうにも申し上げにくいのでありますが、大体におきまして抽象的に申しますと日本の国民感情上、あるいは日本国としてどうしても日本側において裁判をしなければ承知がでないという申しまするか、治まらな

いというふうな事件をまず第一に考へるべきであるというふうな思ふのであります。であります。被害者の状況とか、あるいは被害者を取巻くところの諸般の状況であるとか、あるいは被害者そのものが、日本の国であるというふうな場合も考へ得るわけでありまして、さういふような場合をおよそ考へるのであります。昨日も御説明申し上げましたように、公務執行中だという概念は非常に狭いのでありますので、比較的大部分の事件は、日本側に第一次裁判権を持つことになりまして、このような権利放棄を要請しなければならぬ場合というのは少いじやないかと思ひます。

○林(信)委員 何か一、二の例をお考へになつていないのですか。

○津田政府委員 考へております。これは、あまりないのでございますが、實際はたとえばアメリカの歩哨が公務として射撃をした場合に、日本人として非常に崇敬しておるところの場所において當つてそれを損壊したとか、あるいは具体的に申しますならば、皇居の中などで一、二それによつて大きな被害が起つたというふうな場合、公務上あり得るとすればあり得るのであります。さういふことはおよそ実例としては考へ得られないのではないかと

思ひます。さういふものが大きなものであります。そのほか被害の状況、公務執行中の犯罪ではあります。日本に多数の被害が起つたというふうな場合、たとえば火災の公務上の取扱いが間違つたために大きな爆発事故を起して、日本人あるいは日本の財産に多大の損害を与えたというふうな場合はこれに含むというふうな考へる次第であります。

○津田政府委員 大体日本側から放棄を要請する場合としておよそ考へられますことは、被害者が日本人であるいは日本人に居住する通常の外国人であるというふうな場合であります。従いまして日本人あるいは日本に通常居住する外国人が被害者である場合は、当然犯罪事実の内容と申しまするか、被害事実とはわかるわけでありまして、それ

から判断し得ると思ひます。しかし全然発覚しないような事件と申しますると、大体被害者がいない場合、一般的に被害者がいないと言われる犯罪に當るかと思ひますが、さうな犯罪につきましては発覚しない以上はどうも知るよしがありません。何らかの形におきまして発覚しました場合は、当然判断の対象になるというふうな考へる次第であります。

○林(信)委員 ただいまの問題は、それは多くは知り得る状態にあることはこれはわかるのですけれども、山の中だとか人里離れたところで殺人行為がなされたというふうな場合には、やはり全然わからない場合があると思ふのです。ですから何らかの形で捜査し、あるいは彼において裁判をなすというような事犯がわが方に通告されるということは、これは望ましいことじやないかと思ふのですけれども、これは関連質問のことです。いま一点重要な面と思ひますことは、わが方において彼の裁判の権利放棄を特に重要と認めるというものは、概念的にはわかるのでありますけれども、こういうことを必要とする場合は実際のほうはどういうことなんでしょうか。具体的なものに想定されるだらうと思ふのですが、さういふ点をひとつ……。

○津田政府委員 これは具体的事件になりません。いかうにも申し上げにくいのでありますが、大体におきまして抽象的に申しますと日本の国民感情上、あるいは日本国としてどうしても日本側において裁判をしなければ承知がでないという申しまするか、治まらな

いというふうな事件をまず第一に考へるべきであるというふうな思ふのであります。であります。被害者の状況とか、あるいは被害者を取巻くところの諸般の状況であるとか、あるいは被害者そのものが、日本の国であるというふうな場合も考へ得るわけでありまして、さういふような場合をおよそ考へるのであります。昨日も御説明申し上げましたように、公務執行中だという概念は非常に狭いのでありますので、比較的大部分の事件は、日本側に第一次裁判権を持つことになりまして、このような権利放棄を要請しなければならぬ場合というのは少いじやないかと思ひます。

○飛鳥田委員 この法律について国連

軍が日本に存在をしてゐる根拠とか、行政協定の取扱ひ方とか、こういう問題はあとで古屋さんの方から御質問申し上げることにいたしまして、私は実務的なこの法律の解釈の問題について二、三お伺ひいたします。

この法律によりますと、合衆国軍隊がその権限に基いて警備をしている施設及び区域、こういうところに現行犯人を追跡して行きます場合には同意がいらない、こういうことになっておりま

すが、實質的にはこれは空文に近いものじゃないか、入つて行けば、どうせそういう追跡をして、逃げて行く犯人は駐留軍の軍人あるいは軍属である場合が多いと思ひます。こういうのに対して、そう簡単に同意を与えるはずがない、しかも追跡をしておるのですから時間的にも切迫しておる。そういう場合に同意なしに入つて行けるということはどういう具体的なことをお考へになつておるでしょうか。

○津田政府委員　これは「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁じにあたる罪」につきまして現行犯人を施設、区域内において突きとめめまして、それを日本の捜査機関が追跡いたします。その場合には施設、区域内に入つて逮捕ができる。これは従来ともこの法律が出ます前、すなわち昨年の行政協定発効と同時にすでにアメリカ側と合議いたしましたして、かようなことができるということにいたしておるわけであります。そこで具体的事実といたしましては、日本人あるいは日本に一般居住する外国人が犯人である場合もありますし、今回はさらに合衆

る場合もあり得ます。しかしながらこ

これは当然議定書の実行に關しまする公式議事録においても認められてゐるところなのでありまして、アメリカ側がこれを拒むとか、あとから問題にするということは当然あり得ないというふうな考へておる次第であります。

○飛鳥田委員　そうしますと、もし同意が与えられないで現実には拒まれたたが、それを排除して入つた場合には、排除して入つたことに關する問題は出で参りませんか。

○津田政府委員　たとえば現地に整備しておられます者にその公式議事録の趣旨が徹底いたしておらないために、拒むとかあるいはそれを妨害するということとは起り得る可能性はある——ないとは断言できかねる次第であります。が、しかしながらそれはいずれにいたしましてもアメリカ側の協定の誤解より出ているわけでありますので、日本側におきまして、実力をもつて入るか、あるいは次第によつてはその場合は

とりやめて、事後交渉の抗議の問題にするか、それはそのときの時宜によらざるを得ないというふうに考える次第であります。いずれにいたしまして、アメリカ側の警備員にいたしまして、日本側の捜査機関にいたしまして、ある程度の武装をいたしておりますので、現地でかような点においてトラブルの起ることは双方ともできるだけ避けなければならぬという点におきましては、双方意見が一致いたしておりますので、かようなトラブルが起るということはないと確信いたしております。

○飛鳥田委員　現実には私たちが見てお

じやないかという危険を非常に感ずる

のです。たとえば、私横浜ですが、横浜でこういう事態がしばしば起つております。そういうような場合に抵抗を排除して入つた場合に、その行為が駐留軍の警備している地区に不法に侵入した罪になるか、あるいは相手方が通常警備

の刑法における公務執行妨害罪を構成するか、こういう問題はやはりお考えをおきをいただかないと、将来問題になるおそれがあると思うのです。もしこちらが駐留軍の施設に抵抗を排除して

入つた場合に不法侵入の問題が起るとする、あるいは相手方を公務執行妨害でやれないとする——どうせ公務執行中の犯罪でしよから、そういうことにならずとも何かこの条文があつたといはしますでも空文に近いものじやないか。ことに現行犯人の追跡ですから、あとから外交交渉に移す、合同委員会に移すなどということは、もうおそきに失するのじやないかという感じがするわけであります。そういう意味で

この条文は單につけたりというと言ひ過ぎのようですが、実効性のない条文が、いかにも相互均等の立場に立つて法律がつくられてゐるということを飾つてゐる文章にすぎないような氣がするのですが、この点についてのお考えはどうでしょうか。

○津田政府委員　この点につきましては公式議定書の実行に關する公式議事録に約束をいたしております。しかしながら今まで外國におきましてかような点までを合意したという事實は私とも聞いていないのであります。と申しますのは大体最近の國際法の通説といつたしましては、合法的に駐留する軍隊

う国際法の原則が通説になつて参つて

おります。従いましてアメリカ合衆国の軍隊は日本に合法的に駐留いたしておるわけですから、本来いえば施設区域には当該被駐留国の官憲は入れないとするのが国際法の通説なのであります。しかるに今回の議事録によりまし

て、現行犯の追跡の場合に入れる、あるいは同意のある場合は入れる、こういうようにいたしたのであります、これは従来の国際法概念よりさらに一歩を日本側に有利に進めたものとい

うふうに考えている次第であります。アメリカ側におきまして、この点につきましては実際の必要性を十分痛感してこの議事録にかかわる点を挿入することを認めておられるわけでありますから、これは当然実効を俟い得るというふうに考えている次第であります。

○飛鳥田委員 理論的にはお説のような考え方も成り立つと思うのですが、私たちが現実には接しておりますと、向うの警備員その他の拒絶によつて、この

条文がありながらも手が出せないという形がきつと出て来ると思うのです。今まで私たちもしばしば経験しておりますが、そういうことによつて結局法律の条文に対する不信の念が逆に起つて来やしないかということを私たちは考えております。

○鐵冶委員　私もそれを聞こうと思つたのですが、今言われていて特に疑問に思ふのは「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」とあるが、この判断はだれがするのですか、追跡して行つた者はこの罪に当ると思つて入つて行つたのに、こ

向うではそんなものに当らないと、こ

とになりはしないか、この点で、だれ

かその場で判断しなければならぬ、その判断はだれがやるか、判断がどうしても意見が合わなかつたらどうなるのですか。

○津田政府委員 その点でございますが、これは現行犯人を認めて追跡する

わけであります。従いまして施設区域に入つた場合の施設区域の警備員は、これがいかなる現行犯人と認めて追跡されておるかということは当然わからないので、その入口で説明するいとま

はないはずであります。従いましてこれは当然日本の追跡している捜査機関の判断によるといふことに相なるわけでありますが、もしもかような罪に当らない軽微な罪を追跡して施設区域に入つたということがあとに判明いたしました場合におきまして、アメリカ側から抗議の対象になるということとは当然考えられます。従いましてその日本の捜査機関の判断にして誤りない限りはあとより抗議を受けることはないこ

とはもちろんでありますが、その門前等において阻止せられることはないと考えております。

○鍛冶委員　これは何か兩方ですな話でもできておるのですか。できておらなければここに書いてあるような重罪とは認めぬ、よせと言われたら一応下らざるを得ない。何かそういうことができておればけっこうですが……。

○津田政府委員　その点であります。が、現行犯人をどこで見つけて追跡するかはわからないのであります。従つて門前においてそれを説明するというようなことは当然予想しないで合意をいたしてゐる次第でありますから、当

然アメリカ側はその内容は承知してあるはずであります。

○鐵治委員 大臣に承知したいのは、この行政協定の特に公式議事録についてですが、このたび、われ／＼がずいぶん行政協定に対して疑問を持つておりましたものうちの最も大きな刑事裁判権を属地主義に改められまして、米人に対する犯罪をわが日本で裁判することになったことは、まことに慶賀にたえないことであるし、また当局の御努力に対して深く感謝の意を表するものであります。もちろんい／＼定めなければならぬことはありますが、この公式議事録を見ておりますと、刑事訴訟法に対する特別のとりきめが多く入つておるのであります。われ／＼もこれを見まして、なるほどこれくらいのことには必要であらうと考えられるものもございしますが、原則といたしましてわが国で裁判するところならば、わが国の刑事訴訟法をそのまま適用するということではなかつたならば意味をなさぬと思う。しかるにこの点に対して重要な刑事訴訟法の制限が加えられておるようになっていますが、かようなことはどうあつてもやらなければならぬ特別な理由があつたかどうかを承りたいと思ひます。これは法務大臣以外に外務省の方がおられたら、外務省の考え方も承つておきたいと思ひます。

○大藏國務大臣 個々の折衝にはいろいろいきさつがございしましたが、この刑事裁判権の改訂のとりきめに関する私の心構えを申し上げたいと思ひます。い／＼折衝が長くかかりましたが、私は国と国とが友好関係を永遠に結ぶ意味においては、刑事裁判権というものが国の力を復興する側の国にお

いては国民感情として根本的な問題であるから、プリンスブルは譲られぬ。ただ運用において円満を期するけれども、その運用にあつても国内法が著しくゆがめられて、そこなわれるということは友好関係をそのことによつてそこなうという意味において反対である、こういう建前を始終とつて来たわけでございます。従つて原則的に申し上げまして、刑事訴訟法が著しくそこなわれておるといふことは極力避けて来たつもりでございます。御指示の点があれば今後の参考にいたしたいと思ひます。

○鐵治委員 これは議定書ですが、この9ですね。これを私読んでみますと、日本の刑事訴訟法で十分であるやうなことをわざ／＼ここに指摘してあることが多い。「遅滞なく迅速な裁判を受ける権利」これはどうもアメリカ人なるがゆゑに特別早くやる、日本人なるがゆゑにおそくやつてゐるという事例はないと思うが、特にかような文章をここに掲げなければならなかつた理由が私にはわかりません。

それから「公判前に自己に対する具體的な訴因の通知を受ける権利」、これだつてわが訴訟法には十分あるはずである。「自己に不利な証人と対決する権利」、これも訴訟法上きまつておると思うが、何か日本人と特別の違いがあるのかどうか、「証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利」、これだつてどうも——これはこのものを相手にしているつもりか知らぬが、もし日本国民が証人であるとするならば、当然この義務は背負つておる。特別にここに掲げなければならぬことではないと思

われる。その次の弁護人を選任する権利、これも当然あると思はれることが出ておる。

その次に、まことに不可怪なのは(8)であります。合衆国政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利、これは大臣から一応の説明を聞いて、あとは事務当局から承りまするが、裁判に代表者を立ち会わせるということとはまことに重大なことに考えられるのであります。その点どうなんでしょうか。

○大藏國務大臣 こまかい問題は実際の談判に立ち会つた津田總務課長から申し上げます。私が中間報告を受けている場合の感じでは、これは当然あることを当然書いてあるといふやうな解釈でここに書いてある。これはいきさつから申し上げますと、アメリカが刑事裁判権の改訂に際しまして、日本の刑事訴訟法の内容あるいは裁判の實際の運行というものを、どの程度に発達しているかというやうなことをかなり長時間かつ周りに調べまして、日本は思つたよりもな／＼よくやつてゐるという感じを抱いて、それから双方の話が大分なめらかになつたのであります。そこでこれはおそろしく私はアメリカの国内に対する一つの当局としての説明の資料になるものと、その当時のいきさつから考えたわけでありました。従つてアメリカ人だから特別こういうことをしてくれというのじやなくて、外国人といへども日本の国内法で保障された範囲のことははつきりやつてもらえるでしようね。こういうやうな意味合いにとつたわけでございます。これは笑ひ話でありますが、アメリカの

どこかでは、ある罪を犯すと片腕切つちまうというやうな罰があるやうで、そういうものを国内法でせられちやたまらないといふやうなことで、国際関係の刑事裁判権についてはな／＼神経質であつたやうであります。今申し上げたやうに、日本の国内法及び裁判の實際の運用を調べまして、日本に対して相当尊重の度を高め、それから議論がなめらかに進んだのであります。が、要するに今たび／＼申し上げましたやうに、日本でやつてゐることはこつちにもやつてくれるでしようね。やつてくれるならば自分たちは国内法を守る責任を持ちますといふ味わいを含んでゐるものと私は思つております。詳しくは政府委員から御答弁を申し上げます。

○鐵治委員 どうも私はそうは感ぜられませんが、もう少し事務的に説明を伺ひましよう。遅滞なく裁判を受ける権利、いかに日本は裁判をこつちら延ばしてゐるやうに感ぜられる。アメリカ人が立会いしなかつたらどんなことをやるかわからぬ、日本の刑事訴訟法は不信にたえないといふやうな感じから出て来たものではないかと思ひます。ところが刑事訴訟法はわれ／＼はずいぶん苦心したのでありますが、今の刑事訴訟法は向うの方からい／＼原稿が出て参つたので、アメリカあたりはわれわれよりよく知つておられるはずである。しかるにこういうものを入れなければならなかつたといふことは、私はもつと深い意味があるのじやないかと思ひますが、まずそれは事務当局から私が指摘したやうな点に対する御説明を願ひます。

○津田政府委員 この点でございますが、御承知の通りこの十七条の改訂につきましては、改訂される前の十七条の第一項におきまして、北大西洋条約当事国間の協定、すなわちNATO協定がアメリカについて効力を生じた場合は、日本と同様の刑事裁判権の協定を締結する、かように申しておるわけでありまして、それに従ひまして日本側から改訂の申入れをいたしまして改訂されたのであります。そこで同様であるといふ点につきまして第九項のやうな規定が設けられたわけでありまして、要するに北大西洋条約当事国十四箇国の程度の文明国におきまして相互にかような保障をいたしておるわけでありまして、日本のみが刑事訴訟法の規定が遅れておるとか、手続が遅れておるとかといふ意味におきましてかような規定を設けたのではないのであります。まづ北大西洋条約と同様の見地からかような規定を設けたわけでありまして、

それから合衆国代表者と連絡する権利、あるいは立ち会う権利、これも北大西洋条約と同様であります。この連絡する権利につきましては、すでに十月三十日に発効いたしましたところの日米友好通商航海条約におきましても、領事と拘禁されたところの被疑者あるいは被告人と連絡する権利がございします。これは日本においてアメリカの領事が日本で拘禁されておるアメリカの被疑者に会えるばかりでなく、アメリカにおきまして日本人が被疑者となつた場合に、日本の領事が会うこともできるわけでありまして、でありますから、かような連絡する権利という点につきましては、およその通商航海条約においては大体認められて

あることであるので、それとほとんど相違はないわけでありませう。

それから立会権につきましても、もとより北大西洋条約当事国間の協定に認められておるところであります。この立ち会いと申しますのは、いわゆる検察官あるいは弁護人として立ち会うという意味のいわゆる立会いととはまったく異なるものでありまして、単にオブザーヴァーとして出席しておるところにすぎないわけでございます。これは先般も御承知かと思ひますが、英海兵が東京において強盗の未遂でありますかやりましたときに、恵比寿キヤンパにおいて英海側の裁判が行われましたが、その際も日本の法務省の職員並びに東京地検の検事が立ち会つております。その意味におきまして立会いとまつたく同様でありまして、これは大体たゞいづれに認めておられるというふうに考へておられるわけでありませうし、もとよりNATO協定にも認められておりますので、このような定めがなされた次第でございます。

○**裁治委員** どうも聞いておると、それでは傍聴と同じようなことである。傍聴ならば特別にそんなことを言わぬでもいいわけですが、立会いが傍聴と違ふところはどこかあることが違ひますか。

○**津田政府委員** 傍聴は一般傍聴人としての地位として傍聴するわけでありませう。この立会いにつきましては傍聴と実質的には相違はないのでありますが、やはりその性質は傍聴と若干違ひまして、政府代表としてそれに出席しておる、こういうことに相なるわけでありまして傍聴禁止の場合におきましても、出席し得るところをもつ

てその相違をいたすわけでありませう。

○**裁治委員** 特別傍聴人と承つてよろしうございませうか、それともまた、まさか裁判に口出しはできませんけれども、そのあとにおいてもあのやり方は悪いからどうかとか、あの調べ方はどうかとかいうような、そういう質問でもできるわけでありませうか。「立ち会わせる権利」と、こう言つておられるのでしたら、何か違ひがなかつたら——そんなことはないと思ひますが、もしあつたらばこれは重大なことだから、明瞭にしてもらひたい。

○**津田政府委員** 裁判に対して口を出す権利は一切ございません。のみならず、あとでその裁判におきまして被告の権利が確保されたかどうかということについて、本国に対してその意見を述べることがあり得ると思ひますが、それは本国に対して意見を述べるのでありまして、直接裁判所あるいは検察官等に意見を述べることはあり得ないのでございます。

○**裁治委員** それからもう一つ重大なことは、あなたはNATO協定にあるそのまゝをやつたと言われるが、ちよつと違ふようですよ。NATO協定では、「派遣国の政府の代表者と連絡する権利及び裁判所規則が許すときは自己の裁判にその代表者を立ち会わせる」ことができると、こちらの裁判所がよろしいというルールをつくらない限りできないことになつておる。ところが日本のこれは全部ができることになつておる。この点はNATO協定と違ふところ、これは承つておるのですが、その点はいかがですか。

○**津田政府委員** NATO協定と実質的に相違がないというふうに御説明申し上げた次第でございますが、ただいま御指摘の点は御指摘の通りでございます。で、これにつきましては交渉の経過を御説明いたさなければならぬと思ふのでありますが、御承知の通りアメリカの上院におきまして、NATO協定を批准するかどうかについては、非常な論議をなされまして、相当の長期間を要した次第であります。そのときに最も上院におきまして留保と申しまするか、として意思表示をいたしましたものは、いかなる場合におきましてもアメリカ政府の代表者が裁判に立ち会ひ得るということを保証する必要がある、かように言つておられるのでございませう。で、その点が問題になりましたわけでありまして、日本に対するNATO協定が発効いたしました後の交渉におきまして、いかなる場合においても日本の裁判には立ち会ふという権利を持たなければ、アメリカ政府としては上院の批准の次第もあつて、とうていこの協定に承諾することができない、こういう申入れであつた。このアメリカの上院の留保につきましては、いろいろ議論があるわけでありませうが、いづれにいたしましてもアメリカ側はNATO当事国に対して早急にこの点を改訂する、つまりいかなる場合でも立ち会ひ得るということを協定するべく行動を開始したしておるのであります。あるいは話合ひのついたというやうな話も聞いておられますが、すでにNATOの発効したところの四箇国に対しては、この点を改訂すべく交渉中なのであります。で、条約面は改訂いたさないまでも、実質においていかなる場合でも立ち会ひ得るというふうにとりきめをするように向つておる次第であります。

ります。その意味合ひから申しまして、日本側におきまして、いかなる場合にも立ち会ふことではなければ、この協定は上院の留保決議の手前必ずすることはできないという態度で参つた。そこで日本側におきまして、日本の憲法におきましては、およそ裁判は公開を大原則といたしまして、ことに政治犯等におきましては当然公開をしなければならぬということになつております。風俗を害する罪等におきましては傍聴禁止をするというの、これは合衆国の代表者というやうな特殊な地位を持つ者に対して傍聴を認めて、被告人の権利がいかに保障されておるかを知らしめるということ、むしろお互いの国の信義の上からいつて当然なし得るところと思ひますが、問題は政治犯の場合の国家機密等に関する問題は、問題が起るといふことは、当然予想されるわけでありませう。しかしながら憲法の傍聴の規定によりまして、政治犯につきましては傍聴を禁止することはできません。従いまして国家機密を害した犯罪は、大部分は政治的目的から出たものでございませうので、傍聴を禁止することはないとはいふに實際問題としては相なる。従いましてこの裁判所規則が認めるとか考へるかどうかというところは、この点から申しまして、日本の裁判は公開を原則といたしておられますから、いかなる場合に立ち会われても日本側として痛いとすることは毫もないということになるわけでございます。しかしながらさらさらその上にだめを押しまして、万一日本で傍聴禁止をし得る事件で、

しかも日本の国家機密に該当するやうな場合はいかにするかということまでも考えました結果、この公式議事録にございませう。に、公式議事録の9項に關するところでありませうが、この印刷物によりまして十二ページの終りの3というところでございます。ここに「合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の裁判権に基いて起訴されたものの裁判に合衆国政府の代表者が立ち会ふことに関する9(9)のいかなる規定も、裁判の公開に關する日本国憲法の規定を害するもの」と解釈してはならない。こういう合意をいたした次第でございます。ですから實質的には實際問題としてはあり得ないのでございますが、万が一にも日本の国家機密の重要な問題に關する場合は、この合意によりまして代表者の立ち会ひを拒むということもあり得るというところが、最終的に留保いたしておるわけでありませう。しかしながら今申しましたやうな経路におきましてこの規定ができましたので、日本の憲法の裁判の公開の原則から見まして、かやうな場合が生ずることは實際問題としてはほとんどないといふふうにと考へておる次第でございます。

○**小林委員長** 飛鳥田一雄君

○**飛鳥田委員** 刑事裁判権に關する条項について合意された公式議事録といふのを拝見しますと、「國際連合の軍隊の軍当局は、施設の近傍において」と、こゝに書いてありますが、この近傍といふことについての解釈に何か具體的な合意ができておるのでございませうか。

○**津田政府委員** 「施設の近傍」と申しますのは、施設に直接影響を及ぼし得る範圍というふうに考へておりま

す。でありますから、たとえば施設のかきねの外から中に向つて爆弾を投じるとか、そういうふうな影響を及ぼし得る地位と考えるわけでありまして、その範囲でいかなる間が影響を及ぼし得るかが個々の例によつて違ひますが、あるいは小銃で射撃するといふ場合は、数百メートルといふこともあり得るかと思ひますが、いずれにいたしましても非常に狭い範囲をさしおるわけでありまして。

○飛鳥田委員 それは物理的な影響といふ意味ですか。私はこの点について近傍といふことの解釈いかんによつては、相当広い範囲に駐留軍、国際連合の軍隊が警察権を行使するといふ場合が起り得るんじゃないかという感じがするのですが、物理的な影響力といふことがはつきりいたしてあります。

○津田政府委員 その点でございまして、またたくお説の通り物理的に犯罪が及び得る範囲といふふうに考へております。フイジカリーといふふうに英語では言つております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、ピラを張るとか、あるいは演説をするとか、デモがそのそばを通るとかいうことについては無関係ですね。

○津田政府委員 さようでございます。関係ありません。

○飛鳥田委員 続いて二行目を見ますと「法の正当な手続に従つて」と書いてありますが、これは国際連合軍の軍隊の法規といふ意味ですか。

○津田政府委員 さようでございます。この法の正当な手続は、こまかい点につきましてはもちろん日本の法制と違ふ場合があり得るのであります。が、全体の精神からデュー・プロセス

ス・オブ・ローと言へば大体国際的にあまり開きがございませんので、国際連合軍当局が日本の法律に従つてやるというところは、これは実際的にもむづかしい問題でありまして、当該国のデュー・プロセス・オブ・ローというふうに考へております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、日本人が場合によると日本の法律に従わずして逮捕せられることがある、こういうことになるわけですか。

○津田政府委員 その点は施設区域内あるいはその近傍におきましてはあり得るわけでありまして。

○飛鳥田委員 それから今までもしばしば問題になりました公務執行中の犯罪といふことになつておりますが、この公務執行中の犯罪についての証明書、これは刑事訴訟法の三百二十三条一号に該当するものでしょうか。

○津田政府委員 大体そのように考へております。

○飛鳥田委員 もしそうだとすれば、わざ／＼こういうような規定を置く必要がないと思ひますが、特に刑事訴訟法の三百二十三条では足りないで、こういう規定を設けられた理由を御説明いたされたと思ひます。

○津田政府委員 その点でございまして、これは国際的に申しまして、先ほど政府委員から申しましたように、イギリスのビッツティング・フォーセズ・アクト、一九五二年でございまして、これによりましてかような証明書が出されて、その反対が証明されない限り、事実に関する十分な証拠があるといふふうにイギリスの国内法が定めております。大体こういう傾向は国際的な傾向でございまして、先ほど

も政府委員から申しましたように、公務の執行といふことの真の事実は、一応指揮官が証明するにあらざれば証明しにくいといふことであります。従ひましてこのような規定を設けた次第であります。これに對しまして昨日御説明申し上げたかと思ひますが、この証明書自体に對して日本側で承認し得る場合は、当然合同委員会で論議をするといふことになつております。論議をするわけであつて、合同委員会が決定するわけではございません。これは第一次の裁判権を有するとする、当局が判断をして、この証明書の価値を判断したしまして起訴、不起訴をきめる。裁判所に参りました場合には、第三項にございまして判事の自由心証を告さないといふことになつております。ここでアメリカ側も起訴し、日本側も起訴するといふ場合も予想されないのでないものであります。そういう場合は合同委員会が当然論議して解決をはからなければならぬといふふうに考へております。

○飛鳥田委員 もし刑事訴訟法の三百二十三条の一号に該当する書面だとすれば、これは特定の被疑者が職務の執行中であつたといふことだけの証明のようには思へるのですが、それを職務の執行中であつたといふこと、現にその執行中に起つた犯罪との因果関係といふのですか、連鎖といふのですか、そこまでの証明はできないように思ふのですが、きのうのお話を伺つておりますと、そこまで証明をするように伺えたんですが、その部分について御説明いたされたか。

○津田政府委員 その点でございまして、公式議事録にもございまして、公に、起訴された罪がもし被告人により犯されたとするならば、その罪が公務執行中のものといふことになるわけでありまして。そこで問題といたしましては、公務執行中の証明書と申しますか、いずれにいたしましてもその内容を書くわけでありまして、その内容がいかなる公務を命じてその執行中であつたかを示しておるということになると思ふのであります。従ひましていかなる公務を命じて執行中であつたか、むしろその執行中といふことは、執行がいかなる方法で執行されたかというところは、第三者たる当該犯罪の証人が知るべき事項だといふことになりまして。でありますから、結局は仰せの通り公務執行時間中であつて、その公務の内容はかく／＼といふ証明書になるという結論でございまして。

○飛鳥田委員 今お説のイギリスの外駐留軍法を見ますと、作爲ないしは不作爲といふ言葉が出ておりません。こちらの議定書を拝見しますと、作爲または不作爲といふ言葉が明確に出ております。そこには何か違いがあるのでしょうか。

○津田政府委員 その点、犯罪は行爲でございまして、行爲は作爲と不作爲にわかれるといふような考え方からして相違はないと考へております。

○飛鳥田委員 それから先ほど綴治さんもお話になりました好意的な考慮といふことですが、この問題について先ほど来のお話を承つておりますと、いかにもこつとものように伺へるのですが、しかしアメリカの上院においてかなり強い決議が行われていゝといふ点から考へて参りますと、この好意的考慮といふことはそう単純には考へられ

れないんじゃないか。政治的に外交的経路を通じて前記の要請を強く行うように、國務省に對して要請しなければならぬといふふうには書かれておりますし、いろいろの問題がそれをめぐつて現われて来ると思ひます。むしろ形式的な法律解釈の問題ではなくして、国民の心配をいたしましては、この好意的考慮といふチャネルを通じて、次第にこちらの裁判権が侵されて行くんじゃないかといふような危険を感じざるを得ないと思ひます。こういう点についてもうと好意的考慮を施すべき事案、その他具体的な標準を確定してあらためてお示しをいたしたいと思ふので。

○津田政府委員 ただいまのお説のアメリカの上院におきまして論議でございまして、好意的考慮を払うべきことを要求するといふのは、その裁判におきまして合衆國において与えられるべき憲法上の権利が保障されておらず、それが否認されておるために、被告人が保護されない危険があると判断した場合といふふうになつておるようでありまして。従ひまして日本の憲法におきまして保障しておることは、もちろん大体において合衆國憲法において保障されておるところでありますので、日本の裁判にして正当に行われる限りにおいては、これを發動するような、つまりアメリカの上院の留保に當るような場合は、生じないといふふうに考へるわけでありまして。

次に好意的考慮の点でございまして、これは先ほど申し上げましたやうなわけでありまして、特別の理由がなければならぬ。従つてその理由と、その資料が納得し得るものでなければ

ならないということは当然でございます。そこでこの特別の理由というものがいかなるものであるかということ、これはあらかじめきめることはできません。またあらかじめ議論をいたしまして、いろいろな事情から、日本側がそれにあらかじめそういう性質を与える。あるいはアメリカ側でも日本側に対してこういう場合は好意的考慮をいたしますという言葉を与えることは、適当でありませんので、好意の内容はその辺の内容まで入っております。

●飛田委員 そうしますと、かりに好意的な考慮を日本が払って行くということになりまして、これは起訴前でありますならば当然起訴便宜主義に従って不起訴にして行くのだから、私思うのですが、そういう檢察官の当然独自の行へば起訴便宜主義判断、そういうものに對し、外交的の通じて、前記の要請を強く行われるという形になりますと、檢察官が持つていけるという判断に対して、外交的な影響が強く入つて来るのじやないかという感じがするのですが、この点についてどうでしょう。同じようなことを伺う結果になりますけれども……

●津田政府委員 その点につきまして、この放棄要請は、お説の通り、檢察官が直接なされるわけではなく、外交的の通じて来るわけでございます。従いまして、それは法務省に参るということに結局相なりまして、現地の檢察官に對しまして、好意的考慮の要請があつたかどうかという問題は、全然無関係でございます。これは事実そのものは法務省で了知する必要がありますが、その事実に対して

して、あるいは諸般の事情を判断して、權利放棄をするかどうかをきめる次第でありますので、具體的の檢察官には何ら影響がないというふうに考えております。

●飛田委員 それから規定を見まして行きますと、日本人が外国の駐留軍なり、アメリカ軍に對する裁判の証人としての義務を、非常に強く押しつけられてゐるという形になつております。逆に、向うの軍隊の要員、家族、軍属、こういう者に対して、同様過料をつけたような形の強制の規定ができておりますか。

●津田政府委員 その点でございますが、日本におりますところの軍人、軍属、家族に對しまして、日本の裁判所が喚問したという問題でありまして、これにつきましては、当然刑事訴訟法に載つてゐる召喚状を出す、あるいは場合によつては勾引をするというところは当然なし得るので、その点の刑事訴訟法の規定は、何ら制限されておられません。但し、實際問題といたしましては、日本の裁判所の召喚状を、いきなり家族なり軍属に送達したので、向うも判断に迷つておりましたところから、事實は、召喚状につけて、裁判所の方から、裁判所のもよりの憲兵司令官に對して、出頭せしめるようにという文書を出します。それによりましてアメリカ側は必ず当該証人を召喚期日に裁判所に出席せしめる、かように確約をいたしております。

●飛田委員 そういう点で、規定それ自身を見て行きますと、何かNAT方式による均等原則が破れてゐるような感じがいたしますが、それはともかくとして、就いて駐留軍なり連合国軍

隊が逮捕いたしました者を日本で受付け、こういう場合にその時間的な計算をはずして、身柄を引受けたときから計算をするというふうなことにについては、逮捕せられたのがたまたま／＼外国軍隊であつたために、不当にその被疑者の勾留時間が長くなる、こういう感じがするのですが、この点についての向うとの折衝その他について何かありましたら、お知らせいただきたいと思ひます。

●津田政府委員 その点は従来の法律にもございました問題であります。これは従来からアメリカ側におきましては、施設区域内におきまして、日本人あるいは合衆国の要員以外の者を逮捕いたしました場合には、ただちに日本側に引渡すというのを、合同委員会を通じて確約いたしております。現にそれらの者を拘禁しておくと申しますが、継続的に抑留しておくと設備は全然持つておりません。今までの実例から申しまして、即刻引渡しのお電話なり何なりを日本側に寄越してありますので、かような点の御懸念はないと存じます。今までの運用も、きょうな点は証明されておりますので、この際はあらためてその点について考慮はいたしませんでしたけれども、今までの通りの運用がなされることは当然でございます。

●飛田委員 もしお説のようであれば、刑事訴訟法の規定をはずしておく必要はないと思ひますが、この際その軍隊が逮捕したときから計算するようには法規をお改めになる意思はないのでしょうか、そうすることによつて、日本の国民の權利がよりよく守られるというだけでは間違ひないと思ひます

けれども……

●津田政府委員 その点につきまして、従来からかような立法に相なつておりますし、實際問題として弊害の現れた事件は一件もございせんので、今ただちにそういうものに改めるという点は問題でありますので、そのままだにいたしておる次第であります。

●飛田委員 今までのないからといつて、今後もないということとは、私はあり得ないと思ひます。事いしくも国民の身体の自由という基本的な權利に關するものでありますから、今までのなかつたからこれでいだらうという安易な考え方は、私は許されなかつたと思ひます。むしろその必要がないということは今局長自身がお認めになつてゐるのですから、將來そういうことの起る余地なからしめるような形で、この際思い切つてこの条文をお改めをいたしたい。こういう感じがするのです。しかし現実になつた、こういう話ですが、はたしてなかつたかどうかについては、私たちとしては、相当疑問なきを得ない。これはこういう刑事特別法がでない占領中の事態でもありますから、あらためて例としては申し上げかねますが、何十日も拘禁せられておつたというふうな事実が横濱にすら相当あります。今後もしつと出て来ると思ひますが、ひとつその点についての……これは質問というよりも御意見を伺う形になりますので、事国民の重大なる權利に關しますので、ひとつこの点についての御意見を伺いたい。

●津田政府委員 その点でございますが、私も日本に、あるいは日本に通常居住する外国人に關しまして、さようなケースが起つたことは全然了

知いたしてありません。のみならず現在の第十二条におきましては「合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知」これは日本人の場合もあるであらうし、軍人、軍属で日本側が第一次裁判権を持つ者、あるいはアメリカ側が裁判権を放棄した者等を全部含んだ広い表現に相なつておる次第でございます。

●飛田委員 今のお答えはその必要がないことをお認めになつていらつしやるために、改める必要がないというお話のように聞えて、私たちとしては受取れないのです。就いてアメリカ人は自己の弁護人を選任する權利があるというように載つておりますが、これはちよつと読みますと、弁護人の範圍に制限がないように見えますが、これは当然日本の資格を持つた弁護人と解釈してよろしいのではないかと、それともアメリカの資格の弁護人を連れて来てもよいというのですか。

●津田政府委員 その点は日本の法廷におきまして資格を有する弁護人でなければならぬことは、當然と考えます。

●飛田委員 時間もありませんから、私はこの程度で終りまして、またあとで時間がありましたら伺わしていただきます。

●小林委員 木下郁君。

●木下委員 法務大臣に伺います。アメリカの駐留軍との間、同じようなものが同建になつております。国連軍の方は、あれがあるというとはどういふ根拠か。条約が何か、私はつきり突きとめたいのですが、アメリカとの間には安保条約、それに基く行政協定とい

うものがあるのです。それに基く軍隊と国連軍の一部をなしているアメリカの軍隊と、アメリカの駐留軍には二通りありはしないかということをおは想像するのです。その関係について伺いたい。

○大務大臣 だいたいの御質疑の点は、難音があり、私耳を少し悪くしておるのでよくわかりませんでしたが、私の解釈が違つたらまた御質問をお願いします。

このたび国連軍との刑事裁判権の署名を外務大臣と私がしましたが、国連軍関係の代表国と署名した中にアメリカ大使も入つておるのであります。これは国連軍としてでなく、ちよつとややこしいのでありますが、統一司令部としてのアメリカということ署名してありまして、国連軍の構成国としての署名ではない、こういうような関係になつておるのであります。

○木下委員 そうしますと、その約束は、日本と国連軍に所屬してある——これはたくさんある国があると思うのです。そのアメリカを含めた諸国との間において別々にやつたというかつこうになりますか。

○大務大臣 さようでございます。これはむしろ法律論は別といたしまして、御承知のように吉田書簡というものが出来まして、これには日本に駐留する米軍の家族には日本の裁判権は及ばないやうなときめきで当時の事情としてなつておりました。今度NATO協定が米国の批准されました結果、かねてのとりきめのように、NATO協定の通りの刑事裁判権を日本に持ちたいということを日本でも申し込んで、いろいろのいきさつの結果、それ

を結んだわけでありまして。そこで事実問題といたしましては、そういたしまして国連軍の方はケース・バイ・ケースでありますので、吉田書簡に準じてこれまでやつておつた、国連軍の家族はつかまらない、米軍の家族はつかまるといふ妙なことが起りますので、至急これを改めたいというので折衝をやつたというのが政治的な原因でございます。

○木下委員 これはまあおの／＼の意見があると思いますが、日本とアメリカとの間の関係については、アメリカを日本が比重的に強く思い過ぎておるといふ感じが国民の中にある。またい／＼政治的な立場でアメリカの植民地になつたとか何とかいふやうな極端な意見も聞いているのです。さういふ意味で、こういうふうになつた同じような法律をつくる、あるいは協定をする場合には、アメリカというものは安保条約、行政協定があるから、実際の比重が重いということもありまして、取扱いの面を、こういう機会にこそ国連軍は集団的な安全を保障するといふ観点も考へて一本にして、その一部分にアメリカを加えるというやり方の方が、政治的な考えとしてはいいのじやないかというふうに私は考へる。そういう点については、これを折衝されるときには御考慮を払われませんか。

○大務大臣 これは非常に大切な御質問だと思ひます。これは法務大臣としての個人の意見になる場合もございすが、何でも率直に申し上げることは、大切と思ひますのでお答えいたします。精神としては私は木下さんと全然御

同感であります。ただいきさつといたしまして、NATO協定がアメリカ上院で批准されて、かねての通り米軍と日本とにおいて——NATO協定に貴国において批准された場合はその通りに刑事裁判権をしてもいいといつてありますので、さつそくアメリカとやつたわけでありまして。そこで国連軍と一緒にやるまで待つてよいかどうかという問題であります。たゞ／＼非常

常によい事情になりまして——刑事裁判権の問題だけを国連軍側で切り離して暫定的な同意を得てくれたらよいやうなものであります。国連側とは、御承知のようにまだ国連軍が駐留しておる場所の地代の問題とか、免税の問題とか、いろいろ／＼大蔵省関係のめんどうなことがあるのであります。私当初おそれましたのは、そういう問題が解決しないうちは刑事裁判権の問題も署名しないといふやうなめんどうなことになるのではないかと思ひまして、私がたゞ／＼外務大臣代理をしておりますときに、この点非常に苦慮いたしたのであります。ところが事情が意外に好転いたしました。またアメリカ側の努力もありまして、国連側が刑事裁判権だけを切り離してとりあえず大急ぎで署名しようといふので、日本としては非常に都合のよいことになつたのであります。ですから最良の理想形態を申し上げます。木下さんのやうな御意見が成り立つと思ふのであります。時間的な経過から言ひますと、アメリカとまず刑事裁判権の日本側の権利を回復し、次いで国連にその前例を及ぼすといふ手段をとつたわけでございます。しかしこれは、政治的な根本問題とい

たしましては、ただいまさきくおつしやつた通り、日本は集団安全保障形態といふものに入つて行くといふのが考え方の根本でございまして、米軍と国連軍とを著しく差別して行く考え方には私は反対であります。この点は総理大臣にも私は当時意見を具申してある次第であります。精神はまつたく木下さんと同様といふことを申し上げたいと思ひます。

○木下委員 根本的な方針としては、アメリカだけを別格扱いにするといふことはしない方がよいといふことは私も考へております。これは大臣に対してではありませんが、ごく巨細な点について一点だけ伺つておきたいと思ひます。この公式議事録を見ますと、3のところに「その指揮官又は指揮官に代るべき者が発行したものは、反証がない限り、刑事手続のいかなる段階においてもその事実の充分な証拠資料となる。」とあつて、次の項に「日本国の刑事訴訟法第三百十八条を害するものと解釈してはならない。」といふことになつておりますが、この「刑事手続のいかなる段階」といふのは、これを向うでやるかやらないかという裁判の審理のところまで行くのかどうか。あるいはまた極端にいへば、もう判決を言い渡してそれが確定するかしらないかというときまで、そのときに今度向うからかういふ証明書を持つて来ればこうしなればならぬといふやうな意味ですか。この「刑事手続のいかなる段階」という意味を明らかにしていただきたい。

○津田政府委員 公式議事録の「3(a)の(注)に開し」といふところの「刑事手続のいかなる段階においても」と申し

まするのは、その前にもあります通り起訴された事件について申すわけでありまして。起訴された事件については、一審、二審とございしますが、その間においてといふ意味でございまして、ただいま仰せの通りであります。

○木下委員 なお一点。その次の8のところでもあります。これは一次、二次の裁判権に關して、「同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。」といふ一事不再理の原則がきめてあります。そして3の(c)には「第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払ふなければならぬ。」とありますが、これは早くいへば不起訴の場合と裁判したけれども罰しなかつた。それからこちら側から見ればはなはだしく軽い、あるいははなはだしく重いといふこともあり得るでしようが、そういう三通りの場合を含んでおりますか、その意味を伺つておきたい。

○津田政府委員 第8のたいたは御指摘の点であります。本来ならば裁判権は第一次、第二次といふやうにわかれるわけでありまして。従つて第一次の方が裁判権を行使いたしましたとしても、当然第二次の裁判権が出て来るわけではないのであります。従つて双方の意見がはなはだしく食い違ふかどうかの場合以外に、同一事項については二度別の方で行使されるということはありません。もしも万が一そういうことが行われることがあれば、被告人にとつて非常に迷惑な話でございまして、特に第8項

の規定を設けたわけでありませう。従いまして一方が第一次裁判権を持つておりまして裁判をいたしました場合、その裁判によつて無罪の判決を受ける、あるいは有罪の判決を受けて服役を始める、または他の方法で裁判を受けることは、この場合に、この場合に相なるわけでありませう。他の方の裁判権はすでに第二次裁判権なのでありまして行使の余地が本来ないわけでありませうが、無理に行使することがあつては困るというので、念のために書いたものであります。

○古屋(真)委員 ちよつと関連して大臣に伺いますが、大臣はさつき他の方は無条件関係に置かれておるにかかわらず、刑事裁判権の問題だけを特に切り離して定められたのは、非常に幸いなやうな気持だということをおつしやつておられますが、どういふことが幸いなのですか。むしろ私から申しますならば無条件関係に置かれるならば、当然属地主義で日本の刑事訴訟法に服すべきものであるのに、それを特別扱いをするやうなことを急いで、おきめになることをお喜びになるお気持、そのお気持の理由を伺いたたい。

○大憲國務大臣 お答えいたします。これは考えようでございますが、私もといひましては相当日本の国権を回復した米國と日本との刑事裁判権のとりきめだと思つております。従つて他の国連軍との刑事裁判権の關係もその線に早く正式に承認をさせたい。しかるに私の方の役所のことだけ申し上げてはいかかと思ひますが、他の国連軍の駐留してある土地の地代であるとか、免税とか刑事裁判権から比べますと、國家にとつては幾らか重要性の

少い問題に引きずられて、正式に日本の刑事裁判権が國連軍に対して認められないといふ一種の空白時代が長く続くと、これはおもしろくないと思ひていた次第であります。さういふ御承知を願ひます。

○古屋(真)委員 私どもから考えますと、國連軍が日本に駐留すること自体が何のためであるかわからない。私どもは朝鮮事変が休戦になりましたので、駐留軍そのものは日本からとうに引上ぐべきものであつたと思ひます。それをかようなことになつたと思ひます。当然既成事実として認めるやうなことになるので、われわれ國民は承服しかねる。このやうな氣持なんです。國連軍の日本に駐留する根拠、これは外務大臣にも伺いたたいと思ひますが、その点について法務省ではどういふお考えを持つておられますか。とうに帰つてもらわなければならぬものだと思ひておられますが、駐留してある既成事実をお認めになるところの解釈、なぜさういふやうに御解釈になるのですか。

○大憲國務大臣 これは私からお答えするのはちよつと範圍外であるかと思ひますが、法務大臣としては、そこにおるものの裁判権が日本の國威を傷つける裁判権であつてはならない。これが法務大臣のぎりぎりの範圍でありまして、いふことがよいか悪いかわからないことを國務大臣として述べよとおつしやられると多少意見もあつますが、そこまではみ出てよいかわちよつとわかりかねます。

○古屋(真)委員 私どもはむしろ屬地主義の原則をそのまま適用されればよいのではないかと思ひます。これが日本國民の希望であり、輿論であり感情であ

ると思ひます。特に外國の人たち、アメリカの方たちに対して特權を与えるやうな規定をつくること自体が、言いかえしますならばかような刑事訴訟法の特例を定めること自体がみずから日本の國を侮辱し、みずから卑下するやうな氣持になりますから、私どもはかようなものをつくらぬ方がよからうと思ひます。さういふ點をやはり大臣がおつしやつたやうな氣持は、前提に置いて否定してかからなければならぬ、かやうに考へております。

○大憲國務大臣 これは非常に國として根本の大事な問題だと思ひます。その點が古屋さんの屬しておられるお立場と多少違ふのではないかと。今おそれるアメリカとソ連を除いては、どこの國でも自分だけで完全な武器を持つてゆるぎもしないといふ國はないので、結局さつき木下さんが多少触れられたやうに、集團安全保障といふことで平和を保つて行くといふ考へ方をわれわれは持つておるのであります。従つて自分の國だけでできない危険なところはみんなんで助け合ふといふ考へから出發しておるのであります。この間も參議院で龜田君がやはりこれ自体はよくておるものと思ひがいかめといふことを言われたのであります。これは速記録以前に言われたのであります。それはお立場の違いであると思ひますが、要はやはり一つの國だけに歸屬するやうなとりきめをするといふことが國民に對してはいけな。これだけは私は守つて行きたいと思つております。いかなる場合でも、日本にどこの國の集團安全保障の精神に基いた軍隊も二度と來てはいかぬといふ考へ方について

は、若干あなたのお考へ方と私の考へ方とそこには違いがある。しかしそのいさぜるいさぜ方問題がある。私はこ

○古屋(真)委員 この點はいかに聞きまして考へ方の違いであります。たゞ國連軍が日本におりますといふことと、刑事裁判権の問題は、また別個に考へてもいいのじやないか、日本の屬地主義の刑事訴訟法によつて完全にこれを履行して行くことが獨立國家の建前じやないか、こゝ私どもは考へております。この點は大臣と意見が異なつておりますからそのくらゐにしておきま

○飛田委員 今古屋先生の言われたことと同じことですが、かりに大臣のお立場として國連に協力するといふ立場をおとりになるとしても、そのことと刑事裁判権の問題とがすぐ関連をして來るとは私どもには思へないので、かりに國連に協力をするといふ立場をこちらに協力すべき義務があると思ふのです。もしさうだとするならば、世界の刑事訴訟法の原則からいつて、屬地主義といふのは一般に認められた第一原則だと思ひます。さうだといたしますならば、むしろ向うの方から屬地主義を認めてかかつて來ることが相互に立場を認め合ふといふ形をとる形になると思ふのですけれども、さういふ點でむしろ國連協力といふ立場からこの刑事裁判権の問題が出て來るのじやないか。そこにはすぐ関連性はないと思ふのですが、もしさうだとするならば、當然日本の刑事訴訟法に従

つて向うの連合國軍人を処罰しても、決してそれは國際法的に友誼に欠けるといふ關係はないと思ひますが、いかがでしよう。

○大憲國務大臣 これは私の承知しておる限り、イギリスでもヨーロッパ大陸でも今問題になつておりますが、國際法とおの／＼の國內法の刑事訴訟法との調和をどうするかといふ問題が、ことに第二次世界大戰後各地に起つておる法律關係の大きい問題だと思ひます。おつしやる通り、國連協力とこの刑事裁判権の問題は切り離して考へて行くべき問題だと思ひます。完全なる相互平等的な屬地主義、完全な平等的なお互いの駐留軍に対する刑事裁判権の問題といふことになりませう、イギリス對アメリカ、その他の國對アメリカといふのと日本とちよつと違ふのは、日本は軍隊を持つておりません。従つて他の國に駐留してある軍隊がないといふことで、イギリス對アメリカと多少趣を異にしておるわけであり

ます。私はお言葉のように、國連協力のこれからのやり方と、現在日本に乘つかつて、土地の上に任だり立つた

りしてゐる外國人の軍隊の刑事裁判権をどうするかといふ問題とは切り離して、第一階段的な問題として、日本はあとう限り國內法の權威を保ちたいといふこととこのとりきめをしたのでございませう。さういふ御承知を願ひます。

○小林委員 それでは本日はこの程度にとどめて、明日午前十時より委員會を開くことにして、本日はこれにて散會いたします。

午後零時四十七分散會

昭和二十八年十一月六日印刷

昭和二十八年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局